

奈良市旧神功小学校跡地活用に係る市有地売却等  
プロポーザル審査委員会

概 要

審査会等の名称	奈良市旧神功小学校跡地活用に係る市有地売却等プロポーザル審査委員会
設置目的	奈良市旧神功小学校跡地活用に係る市有地売却等の相手方をプロポーザル方式により選定するため
設置根拠法令等	奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）
設置年月日	令和 7 年 1 月 30 日
委員数	5 人
任期	審査結果を市長に報告する日まで
委員構成	有識者、自治連合会長、都市整備部長
公開・非公開の別	非公開
担当課	総務部 財政課